

ようこそ、千里丘北小へ 学校ハンドブック

— 令和 8 年度（2026 年度）版 —

Welcome to Senriokakita



吹田市立千里丘北小学校

吹田市立千里丘北小学校
学校ハンドブック

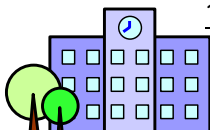


千里丘北小学校の 1 年間～主な取り組み早分かり～

<令和 7 年度の取り組み>

ドキドキ入学準備

～千里丘北小学校でどんなことするの?～



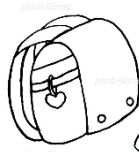
1月

2月

・入学説明会

3月

ワクワク学校生活



もうすぐ
1年生!

1 学 期

4月

・入学式

・始業式

・1年生を迎える会

・就学援助受付

・給食開始

・健康診断

・校外学習

・参観・懇談

5月

・個人懇談

・土曜参観

6月

・プール開き

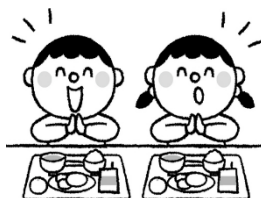
・芸術鑑賞会

7月

・終業式

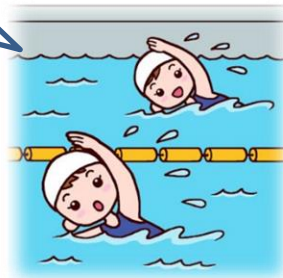
8月

夏 休 み



4月中旬から
はじまるよ

けのびの練習を
するよ



2 学 期

8月

・始業式

・夏休み作品展

9月

・オープンスクール

10月

・運動会

・校外学習

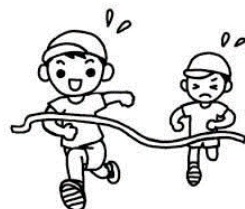
11月

・個人懇談

12月

・音楽会

・終業式



50m走や玉入れをするよ



歌や合奏をするよ

冬 休 み

3 学 期

1月

・始業式

2月

・参観・懇談

・図工展

・6年生を送る会

・卒業式

3月

・修了式



絵や工作を作って
飾るよ

春 休 み

も く じ

千里丘北小学校 スタートカリキュラムについて	2
入学するとき	3
入学式	3
学用品などの準備	4
生活態度・生活習慣	5
学習への準備	6
教育のこと	7
吹田市の教育	7
本校の教育	8
学校のきまり	9
いじめ防止基本方針	10
日課表と週時数	12
校章・校歌	13
年間行事	14
健康のこと(保健室から)・	15
健康診断	15
けがや病気のと看	16
欠席と連絡方法・安全カード	17
給食のこと(給食室から)	18
ランチタイム	18
食物アレルギーの対応について	19
事務的なこと(事務室から)	20
学校徴収金・小学校給食費・口座振替	20
教科書・副読本・引越しのとき	22
就学援助制度	23
災害時の対応	24
台風・地震・火事 のとき	24
災害時の安全対策	25
学校からのお知らせ	26
「さくら連絡網」の登録について・ミリカヒルズ内の通学路について	26
吹田市立小・中学校における電話対応について	27
その他	27
留守家庭児童育成室	27
太陽の広場	27
吹田市登録のボランティア	27
保護者ボランティア活動について	28
吹田市教育委員会より ～不安や困りごと、ありませんか～	29

千里丘北小学校 スタートカリキュラム

スタートカリキュラムとは？

「スタートカリキュラム」とは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのことです。幼稚園や保育所等の学びの形態を踏まえ、45分の授業を15分や25分程度の活動を組み合わせて、子どもたちが小学校生活に慣れていけるように時間割を構成します。入学したばかりの児童に「明日も学校に来たい！」という学校生活に対する意欲と安心感をもたせ、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、千里丘北小学校のスタートカリキュラムを行っていきます。

スタートカリキュラムのねらい

児童が安心して、
学校生活を送ることが
できるようにすること

学校の生活時程や校舎内の
様子、きまりやルールに
慣れるための活動

児童が各教科等の
学習に意欲的に
取り組むことが
できるようにすること

幼児期の教育との接続を
意識した授業

学習や生活の基盤となる
学級集団をつくること

新しい先生や友達との
出会いを楽しむ活動

入学式後の大まかな予定

① 1年生の入学式後の授業時間について（予定）

1・2日目：10:20頃下校

3・4日目：11:30頃下校

5日目から給食が始まるまで：12:00頃下校

給食スタートの週：13:15頃下校

給食スタートの翌週：5時間授業（14:30分頃の下校）

② 1年生の初めの参観日について

4月の3週目に行います。

※参観後に学級懇談・5月頃に個人懇談の実施を予定しています。

③ 1年生を迎える会について

全校児童で1年生の入学をお祝いする会を行います。入学式後の翌週頃を予定しています。



入学するとき

○入学式

日 程：令和 8 年（2026 年）4 月 7 日（火）9:30

場 所：吹田市立千里丘北小学校 体育館

受 付：8:50～9:15 **時間厳守**

保護者同伴のうえ、下足ホールにて受付を行います。

写真撮影は下校時
をお願いします。

<入学式当日にご持参いただくもの>

☆入学通知書（吹田市教育委員会から事前に郵送されます。

当日、確認のため、受付でご提示ください。）

※外国籍の方は吹田市教育委員会委〈学務課〉への連絡が必要です。

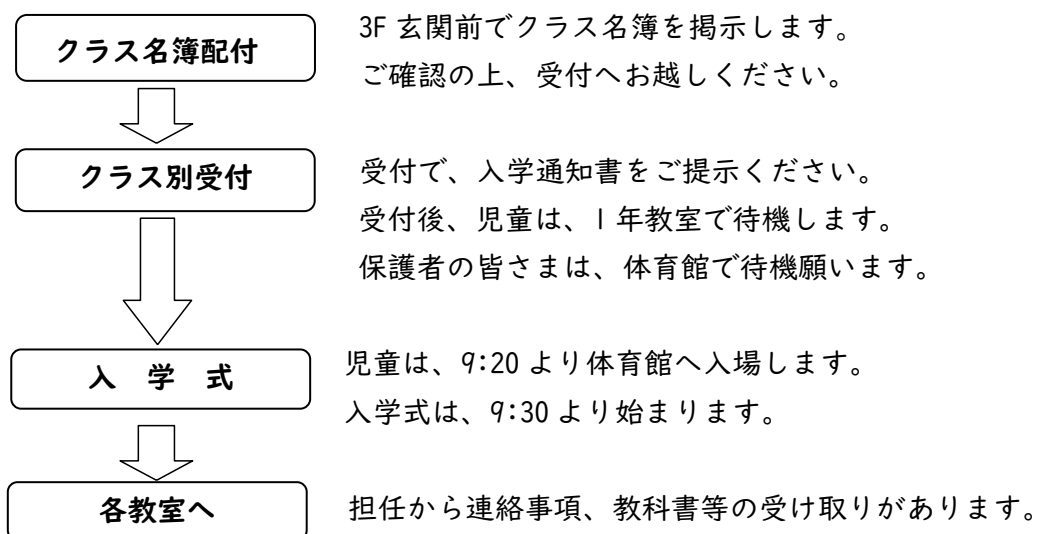
☆教科書等を持ち帰るための袋

☆上ぐつ、ハンカチ、ティッシュ

☆保護者の方のスリッパ（上ぐつ）、外履きを入れるための袋



<入学式当日の流れ>



<入学式以降の服装について>

制服はありません。学習しやすく動きやすい服装であれば自由です。

自分で脱ぎ着できるものにしてください。

靴は運動しやすい靴（走っても脱げないもの）で登校してください。

髪留めなどは、学習・着替えなどの邪魔にならないものをお願いします。

かばんは 6 年間、ランドセルを使用します。



○学用品などの準備

❖ 学校で配付する物品（入学式当日もしくは入学後に配付しますので、ご確認願います。）

（１）教科書、副読本（いずれも無償配布）

（２）学校購入予定物品(令和８年度) 学年教材費として口座振替予定。(約 6,000 円の予定)

- | | | |
|--------------------|--------------------|-------------|
| ① お道具箱 | ② クレパス(16色) | ③ クーピー(15色) |
| ④ 粘土・粘土ケース(へら付き) | ⑤ のり | ⑥ 算数ブロック |
| ⑦ ノート3冊(算数・国語・自由帳) | ⑧ 連絡帳・連絡袋 | ⑨ 名前ペン |
| ⑩ 名札 | ⑪ 給食用お盆(給食時に利用) など | |

（３）保健関係書類

定期健康診断問診票、児童生徒心臓疾患調査票（心臓検診の流れ）

（４）児童調査票・安全カード

（５）交通安全ワッペン

※上記以外にも、学年だよりや教育委員会などからの配付物が多数あります。

❖ ご家庭で用意していただく物品

（１）体操服（千里丘北小指定体操服）・赤白帽

まとめて入れる布袋を用意してください。

寒い時期は、体操用のジャージ・トレーナー(フード・ファスナー・ポケット・ボタンの無いもの)を着用してください。



ここに記名

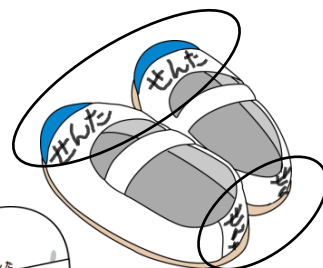


指定体操服 校章 マーク付きシャツ	120・130	¥2,900 円
	140・150	¥3,000 円
	S・M・L	¥3,400 円
指定体操服 ハーフパンツ	120・130	¥3,200 円
	140・150	¥3,400 円
	S・M・L	¥3,700 円

販売 谷本スポーツ店
JR 吹田駅前旭通り商店街
TEL 06-6381-1983

（２）上ぐつ・体育館シューズ

指定はありませんが別に用意してください。現在使用しているものがあれば継続してお使いください。つま先とかかとに記名してください。それぞれに靴袋を用意してください。



（３）給食用のエプロン、帽子、マスク

当番だけでなく、配膳の際に全員着用します。給食袋(エプロン・帽子・マスクを入れる袋)も用意してください。給食は4月20日(月)から始まる予定です。



(4) 防災ずきん

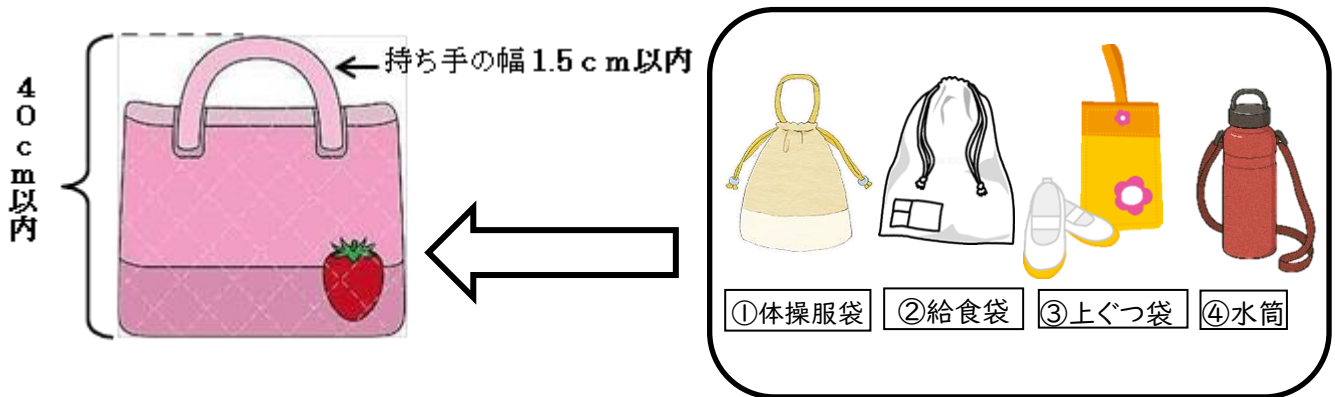
防災の観点から、教室で常備します。学校指定はありません。

(5) ふでばこ、鉛筆(2B または B を 1 ダース程度)、赤鉛筆、下敷き、消しゴム、はさみ、セロテープ、ねんど板、雑巾 2 枚、

※必要な時期や数量を学年だよりなどでお知らせします。

※家にあれば、そのまま使ってください。足りないものは補充して使ってください。

(6) 手さげ袋の中に、①体操服袋 ②給食袋 ③上ぐつ袋の 3 点セットを入れたものを「月曜セット」と呼んでいます。手さげ袋は、丈夫で出し入れしやすいものが望ましいです。市販品でも構いません。



学用品や衣類、持ち物すべてにひらがなで必ず記名してください。

(えんぴつやクレパスなど、1本1本にも油性ペンで記名してください。)

○生活態度・生活習慣

❖ 規則正しい生活習慣を

子どもたちが成長していく過程で、「自分のことは自分でできる」ように見守っていくことが大切です。そのためにも、各ご家庭でも次の点に留意して、徐々に習慣づけておいてください。

◇早寝・早起きをする。

◇朝食をしっかり食べ、登校までに用便をすませる。

◇ひとりで洗顔・はみがき・手洗い・鼻かみをする。

◇ひとりで服をぬいだり着たりする。

◇あいさつができる。(おはようございます・さようなら)

◇名前を呼ばれたら、「はい」とはっきり返事をする。

◇自分の名前をいう。

◇持ち物などに書かれた自分の名前や印がわかる。

◇床に足を着けて、まっすぐすわる。

◇学用品、その他身の回りの物を整理整頓する。

◇困ったときは、はっきり言える。(トイレに行きたい・おなかが痛い)

◇学校から家までの道順がわかる。

◇交通ルールを守り、自分の家と学校の間を、ひとりで往復できる。



※ 配慮を要するお子さまは、必ず前もって学校にお知らせください。

○学習への準備

小学校は、初めての義務教育の場です。入学してくる子どもたちが「ひらがなも数字も読めない」ことを前提に、学習の計画をたてています。幼稚園などによっては、ひらがなや数字にとどまらず英会話なども教えているところがあるようですが、決して焦らないでください。

むしろ家庭で教えていただきたいことは、基本的な集団生活のマナーです。勉強は学校と家庭が連携して取り組んでいきましょう。

円滑なコミュニケーション力

見る・聞く(聴く)・考える・伝える

❖ なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団活動の場です。子どもたちは、いろいろな個性を持ったお友だちや先生と過ごす中で、多くのことを学んでいきます。大人になって社会にいればさまざまなトラブルに遭遇するものですが、その時にどう対処すればよいかを学び、練習するのが学校です。トラブルや失敗は避けるのではなく、その時にどのような対応をするかを考えさせることが大切で、転ぶ前に石を拾うのではなく、転んだ時の立ち上がり方を教えてあげたいと私たち教職員は考えます。

また、ご家庭に入る情報はお子さまを通じての一元的なものなので、内容の詳細がよくわからなかったり、その情報から推察される学校の対応に疑問を感じられたりすることもあるかと思います。私たち教職員は日々、丁寧に指導をするように心がけているつもりではありますが、時として別の対応のほうが良かったのではないかとということもあります。疑問や不信感を持たれることもあるかと思いますが、それをお子さまの前でお話しされると、学校での話と家庭での話が違うために混乱してしまうことがあります。そのようなときは「先生に聞いてみるね。」とお子さまに伝え、遠慮なさらずにぜひ学校に連絡をしてください。しっかりとお話をさせていただいたら、疑問が解けたり、お子さまに相応しい対応方法を考えられたりするきっかけにもなります。学校と家庭は向かい合うものではなく同じ方向を向って進んでいくパートナーでありたいものです。

◇学校全体で支援しています

学校では、担任以外にも多くのスタッフでお子さまの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むこともあるかもしれません。そんなときは、担任以外のスタッフにご相談ください。学校ではお子さまの成長を第一に考え、保護者の皆さまの声を大切に、柔軟に対応していく用意があります。学校と家庭で協力関係をつくるのが一番大事なことです。

◇学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、吹田市では様々な相談窓口を用意しています。詳細は 29～30 ページを参照



教育のこと

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「^{いのち}生命かがやき とともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子どもが安心して学べる豊かな教育環境を創造し、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「^{いのち}生命かがやき とともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

基本目標2

社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標3

豊かな教育環境の創造

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

○本校の教育（令和7年度）

❖ 学校教育目標 総合的人間力の形成 「チャレンジ！千北っ子！！」

せつきよくてきに、「**ん**ー」と考え、**き**もちをつたえて、**た**すけあい・たかめあう子

❖ 学校経営目標

「一人残らずみんなが幸せになる千里丘北小学校」

- ・すべての子の学びを保障する
- ・仲間とつながり成長する子どもたち
- ・自己実現し成長する教職員集団
- ・多様性に寛容な学校
- ・地域・保護者と創る千里丘北小学校の教育

❖ 努力目標

お互いに認め合い、自分の思いや考えを伝えあう

❖ 学校の概要

所在地 〒565-0815 大阪府吹田市千里丘北 1-30

電 話 06-6876-0103 Fax 06-6876-0133

児童数 979 名 学級数 42 学級（内 支援学級 14 学級）（R7.11.1 現在）

1 学年 149 名（5 学級） 2 学年 158 名（4 学級） 3 学年 158 名（5 学級）

4 学年 170 名（5 学級） 5 学年 193 名（5 学級） 6 学年 151 名（4 学級）



❖ 幼小中一貫教育

吹田市の教育施策の一つである幼小中一貫教育において、千里丘中学校ブロック（千里丘中・東山田幼稚園・東山田小・山田第二小・千里丘北小）では、下記のさまざまな子どもたちの交流や教職員研修を行っています。

主な取り組み

① 子どもたちの交流

- ・ 3 小（東山田小・山田第二小・千里丘北小）の 5 年生が、児童間の親睦を目的に交流をします。
- ・ 3 小の 6 年生が千里丘中学校に集まって、「児童・生徒間の交流を深める」、「中学生が持つ知識や技能にふれることで小学校の活動に活かす」、「小学生の中学校生活に対する不安を和らげる」ことを目的に、中学校体験授業とクラブ見学を行います。

② 教職員交流

- ・ 定期的に千里丘中学校ブロックの代表者で会議を開催しています。
- ・ ブロックの合同研修会を開催しています。

❖ 学校のきまり

年間目標	きまりを守って安心して、気持ちよく過ごせる学校にしよう ～必ずやろう あいさつ・名札・右側通行～
------	---

◇登下校について

- 登校時刻・・・ **8:00 から 8:20** 8:00 より前には校舎内に入れません。
- 決められた通学路を通り、できるだけ近くの友だちと一緒に登下校する。
- いったん学校にきたら、たとえ忘れ物があっても取りに帰らない。
- 学校に忘れ物を取りに来る場合は、必ず保護者の方の付き添いをお願いします。
- 用事のない人は教室・校舎内に残らない。



◇学校生活について

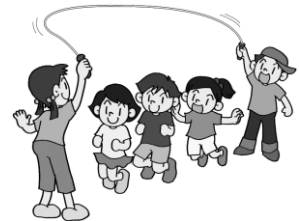
①校舎内

- 学校内では名札を左胸につける。
- ろう下、階段は静かに右側通行する。
- 集会や音楽や理科などで特別教室に行くときは、クラスがそろってから並んでしゃべらず移動する。
- 空き教室や立ち入り禁止の札があるところ、体育館裏、用事のない階には行かない。
- フェンス、手すりに登ったり、廊下や階段で遊んだりしない。
- チャイムをしっかり守る。(チャイムが鳴ったら、授業がスタート)



②運動場・体育館

- 運動場ではボールをける遊びをしない。
- 運動場に出るまでは、走らない。
- 遊具やボールを安全に正しく使う。
- 赤カードが中庭に出たときは、運動場には出ない。
- 黄カードのときは、水たまりに気をつけて遊ぶ。
- 体育館は先生の許可がないとき、児童だけでは入らない。
- ボールや竹馬、一輪車は、運動場以外では遊ばない。



③職員室・保健室・特別教室

- 職員室(会議中は入らない)、保健室、特別教室へは・あいさつして出入りする。
- 教室の鍵は勝手に持ち出さない。(必ず先生の許可をもらう)

④その他

- 先生、友だち同士、学校に来られたお客様にあいさつをする。
- 自分の持ち物には、名前を書く。
- 使ったものは必ずもとの場所にかえす。
- エレベーターは、子どもだけで使用しない。
- くつ箱・傘立てなど、身の回りの整理整頓をする。
- 学習に必要なものは、持ってこない。
- 雨の日は静かに教室で過ごす。
- お金や物の貸し借りや、おごりあいをしてしない。
- 千里丘中学校区より外に出るときは、保護者の人と一緒に出る。



《筆箱の中身》

鉛筆は 4～5本程度。ものさし。けしゴム。 色ペン・・・1～3年→赤鉛筆のみ
4～6年→赤鉛筆または赤ペンと青ペン マーカーペン(2色まで)
カラーサインペンは必要なときだけ持ってきてもよい。

※禁止: シャープペンシル(しっかりした筆圧で字を書けるようにするため) 多色ボールペン・ラメペン
筆箱には、キーホルダー類はつけない。

○いじめ防止基本方針

第 1 (いじめの定義)

『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第二条）

第 2 (目的)

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

第 3 (いじめ防止のための取り組み)

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1.児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席日数や遅刻日数等の登校状況や友人関係、生活態度等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
(組織は、管理職・首席・生徒指導担当・当該学年・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・心理〔教育相談員〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する) いじめ対策委員会開催前に、担任以外の職員も当該児童について認識しておく。
- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、有識者意見を求める。
- (7) 定期的に小学校、中学校及び幼稚園・保育園との連携を図る。

2.いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる

背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめのない学校作り」に取り組む姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童へのデジタルシチズンシップ教育および保護者への啓発活動を進める。

第4 いじめの早期発見のための取り組み

いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1. 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有し、生活委員会に報告する。報告を受けた生活委員会で、「いじめ防止対策委員会」の開催を検討する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。デイケンのアプリケーションを毎朝使い、相談できる機会を設ける。
- (3) いじめ対策委員会を中心に、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

第5 いじめに対する措置

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1. 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職や生活委員会担当に報告し、チームで対応するとともに、「いじめ対策委員会」を実施する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努め、早期解決を図る。また、場合によってはしばらくの間「見守り」に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行う。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また必要に応じて関係諸機関にも相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに関係諸機関に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。
- (8) 教育相談員は相談業務、スクールソーシャルワーカーは他機関との接続や、保護者、当事者へのアプローチに積極的に努める。
2. 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、「いじめ防止対策委員会」による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

第6 その他

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

○日課表と週時数（令和 7 年度）

◆委員会（月 1 回 水曜日）5・6 年のみ

13:25～14:10

◆クラブ（年に 8 回程 水曜日）4・5・6 年のみ

13:25～14:25

短縮時程	
休み・清掃	13:05～13:15
第5時限	13:15～14:00
休み	14:00～14:05
第6時限	14:05～14:50

※授業終了後、10 分程度終わりの会があります。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
朝の会	8:30～8:35				
スマイルT	8:35～8:45				
第1時限	8:45～9:30				
休み	9:30～9:35				
第2時限	9:35～10:20				
業間	10:20～10:40				
移動	10:40～10:45				
第3時限	10:45～11:30				
休み	11:30～11:35				
第4時限	11:35～12:20				
給食	12:20～13:05				
昼休み	13:05～13:20	-		13:05～13:20	
そうじ	13:20～13:35	13:05～13:15		13:20～13:35	
移動	13:35～13:40	-		13:35～13:40	
第5時限	13:40～14:25	13:15～14:00		13:40～14:25	
休み	14:25～14:30	委員会 13:25～14:10 クラブ 13:25～14:25		14:25～14:30	
第6時限	14:30～15:15			14:30～15:15	

<時間割編成>

1 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○		○	○
6					

2 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○※	○	○
6				○	

3 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○※	○	○
6	■	○		○	

4 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○※ ◆	○	○
6	○	○		○	○

5 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○ ◆★	○	○
6	○	○		○	○

6 年生

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○ ◆★	○	○
6	○	○		○	○

■3 年生：月曜日は 2 学期より 6 時間授業とします。

◆4・5・6 年生：年間 8 回程度のクラブ活動を行います。

★5・6 年生：月 1 回の委員会活動を行います。

※水曜日は毎週、短縮時程となります。

なお、毎月 1 回いずれかの水曜を教職員による研究活動のため 4 時間授業とします。

○校章



＜デザイン説明＞

- ①バックの円は地球を表しており、グローバルな人間形成を目指した教育実践を意味します。
- ②中央上部分の三角は羅針盤及び北を表しており、千里丘「北」小学校の子どもたちが夢に向かって高く羽ばたくことを意味します。
- ③中央下部分は「やまもも」の実と葉を表しており、千里丘北の土地に根ざしたローカルな教育実践を意味します。また三つの実は「夢」「公」「開」の調和を、九枚の葉は1～6年生の子どもたち・保護者・地域の方々・教職員を意味しています。
- ④カラー版は、やまももの三つの実が赤で教育実践に邁進する「知」を、やまももの九枚の葉は緑で健康・体力づくりで「体」を、バックの地球は淡い黄色で優しい心の教育で「徳」を意味し、知徳体の調和を意味しています。

○校歌

千里丘北小学校校歌 (We are all good friends.)

作詞、作曲 西浦達雄

一、

千里の丘の上で、僕たちは出会った。
仲間と一緒に学んで、笑い合える喜びを知ったんだ。

優しい心、感謝の気持ち、忘れずに、
友達と語り合って、共に励まし合えれば…。

夢は必ず叶うって、僕らは信じているんだ。
希望に胸を膨らませているから…。

私の顔を見て下さい。今日より明日の方が
きっと、ずっと、笑顔になっているから…。

二、

遙か遠くに、太陽の塔が見えてる。
ここは僕たちの故郷、世界中の人が集まったんだ。

笑顔でいつも傍に居てくれる誰かが…。
苦しい時があっても、辛いことがあっても…。

信じる力があれば、諦めない気持ちでいれば、
何かが出来る、私たちの手で…。

明日の夢を語ろう、未来に向けて進もう、
僕たちは仲間、千里丘北小学校。

Let's share our dreams for tomorrow together.
Let's fly to the future together.

We are all good friends
千里丘北小学校。



○年間行事予定(令和7年度) ※年によって変更があります。

	学校行事		学校行事
4月	入学式・始業式 1年生を迎える会 参観・懇談 火災避難訓練	10月	運動会 校外学習 6年陸上大会
5月	個人懇談 土曜参観・引き渡し訓練 スポーツテスト 校外学習	11月	修学旅行 個人懇談
6月	プール開き 5年林間学習 不審者対応訓練	12月	音楽会 終業式
7月	終業式 6年臨海学習(令和8年度以降は実施しません)	1月	始業式 地震避難訓練
8月	始業式 夏休み作品展	2月	参観・懇談 図工展 入学説明会
9月	オープンスクール 吹田市子ども科学作品展	3月	6年生を送る会 卒業式・修了式



❖ 学校の活動(主な取り組み)

◇運動会

午前の部と午後の部に分かれ、3学年ずつ行いました。



◇修学旅行(6年)

6年生は広島・宮島方面へ行っています。平和記念資料館や厳島神社を見学しています。6年生のみんなにとってかけがえのない素敵な思い出をつくっています。



◇英語活動

1年生から6年生まで英語活動を行い、英語が少しでも身近に感じられるよう取り組んでいます。火曜日は、「English day!」とし、朝の挨拶からお昼の放送での給食メニューの紹介・音楽の紹介もすべて英語で行っています。

◇安全の取り組み

1年生と4年生は、吹田警察署から警察官に来ていただき、交通安全教室を行っています。毎年度、火災・地震・不審者対応の避難訓練を行っています。防災ずきんも活用しています。



健康のこと（保健室から）

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定、ケガや病気の応急手当などをしています。また、困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。



○健康診断

学校保健安全法の規定に基づいて4月から6月にかけて行われます。主な目的は次の3点です。

- ① からだの発育・発達状態を知るため
- ② 隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③ 健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査(スクリーニング検査)」と呼ばれるもので、病気などの疑いのある場合をふるいわけ、精密検査の必要があるお子さまを見つけ出すことを目的としています。健康診断で病気の疑いが見受けられた場合のみ「検診結果のお知らせ」等でご連絡します。また健康診断の最終結果は、「わたしのけんこう」という用紙で全員にお知らせします。

※健康診断に伴い、多くの問診票や書類などを持ち帰ります。記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは毎月の「ほけんだより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

健康診断の実施項目及び該当学年※令和6年度（●…全員 △…一部該当者 □…希望者）

項 目		学 年					
		小 学 校					
		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
身	体	●	●	●	●	●	●
計	測						
視	力	●	●	●	●	●	●
検	査						
色	覚	□					
検	査						
聴	力	●	●	●		●	
検	査						
内	科	●	●	●	●	●	●
検	診						
眼	科	●	△	△	△	△	△
検	診						
耳	鼻	●	△	△	△	△	△
咽	喉						
科	検						
診	診						
歯	科	●	●	●	●	●	●
健	診						
結	核	●	●	●	●	●	●
検	診						
尿	検 査	1 次	●	●	●	●	●
		2 次	△	△	△	△	△
心	臓 検 診	1 次	●				
		2 次	△	△	△	△	△
		3 次	△	△	△	△	△
脊	柱	△	△	△	△	●	△
側	わん						
症	検						
診	診						
四	肢	△	△	△	△	△	△
の	状						
態	検						
子	ども					●	△
の	生						
活	慣						
病	予						
防	検						
診	診						

その他…発育測定（身長、体重）を全学年、9月・1月に行います。

○ケガや病気のはきは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でケガをしたとき、場合によっては医療機関で受診することがあります。

受診を要する際には、保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をします。

❖ ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行います。

- ① その後の経過観察をします。（状態や時間帯により学校または家庭で）
- ② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとります。
- ③ 受診の際は、原則医療機関への同行（学校への向え・引率）をお願いします。

※なお、保健室では、その日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖ からだの調子が悪いとき

- ① 授業を受けることが可能な場合は、教室に戻り、担任と連携し経過観察をします。
- ② 授業を受けることが不可能な場合は、保健室で休養し、経過を観察します。

その後も状態がよくならない場合は、保護者に連絡をとり、早退します。（お迎えにきていただきます）

※保健室は特別教室の一つです。医療機関のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできません。ご承知おきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任までご相談ください。

いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。場合によっては、救急車による緊急搬送が必要な場合もあります。何かあったら必ず保護者の方に連絡をしていますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。

受診の際に、保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないケースもあり、治療の手続きが遅れることもあります。何よりもお子さまが不安になります。

❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

万が一、学校の教育活動中で、お子さまが医療費のかかるケガなどの災害にあった場合に備えて、日本スポーツ振興センター（以下センター）は災害共済給付制度をおこなっています。災害共済給付は、小学校に通うお子さまが学校の管理下で災害にあったときを対象としています。

この制度における「学校の管理下」とは、お子さまが登校してから下校するまでの間を指します。決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・課外クラブ・児童会の活動なども含まれます。学校でのケガで、ご家庭から医療機関に受診されましたら、担任までお知らせください。学校管理下でのケガで医療費がかかった場合に、給付金が支給されます。給付金には、総合病院受診時にかかる選定療養費など給付の対象外となるものがあります。また、請求点数により、支給対象外となることもあります。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則とし、掛金は、保護者と吹田市が半額ずつ（460円）負担します。掛金は、5月の徴収金で引落し致します。

○欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休む時は、さくら連絡網(p.27)または電話で必ず学校へ連絡してください。
次のような場合は欠席扱いになりません。

①学校において予防すべき主な感染症(出席停止になる学校感染症)

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書や登校許可書の提出は不要です。

※頭ジラミについても散発的に流行することがありますので、発見された場合は、学校にご連絡ください。

②臨時休業(学級閉鎖)になったとき

学校感染症の予防上、必要がある場合に行います。(4日間程度)

③親族の忌引

父母…10日以内 祖父母…5日以内 曾祖父母…3日以内

兄弟姉妹…5日以内 伯叔父母…3日以内 従兄弟姉妹…1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算できます。

○安全カード

お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくカードです。記入内容は、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などです。「健康保険証種類と番号」は、受診時にマイナンバーカードが提示されるまでの参考とする場合があります。記載については任意とします。保険治療を受けるためにはマイナンバーカード、または資格確認書の原本提示が必要です。プライバシー保護のため、学校で厳重に保管し、翌年度に吹田市の文書廃棄で破棄します。



自宅や緊急連絡先、または保険証に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
また、連絡先へは、①→②→③の順番でご連絡させていただきます。ご了承ください。

安 全 カ ー ド		吹田市立 小学校	
年 組 番	フリガナ	性別	生年月日
保護者名	児童名	児童との関係	年 月 日
現住所	吹田市	自宅	—
①	名前	児童との関係	電話
②	自宅・勤務先()	勤務先	—
③	名前	児童との関係	電話
④	自宅・勤務先()	勤務先	—
⑤	名前	児童との関係	電話
⑥	住所	勤務先	—
⑦	住所	勤務先	—
⑧	住所	勤務先	—
健康保険証の種類と番号	全国健康保険協会 組合 共済 船員 国保 無	健康保険証の種類と番号	番号
既往症	はしか みずぼうそう おたふくかぜ 風疹 無熱性けいれん ぜんそく() 川崎病 腎臓病 心臓病 結核	よく訴える症状	()
アレルギー	食物アレルギー	アレルギー	()
かかりつけの病院・病院	内科 外科 歯科	かかりつけの病院・病院	()
本校に在学する兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前	()
医師や学校に知ってほしいこと	()		
記入上の注意	・このカードはお子様の身に急を要する時、早く処置できるように学校に常備しておくものです。 ・正確にお書きください。 ・連絡先の①②③は、緊急の際の優先順位でお書きください。 ・住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話等)、健康保険証の変更は、すみやかに学校へお知らせください。 ・学校では、この安全カードを大切に扱い、緊急時のみ使用します。 ・裏面に「学校から家までの地図」をお書きください。		

❖ 給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成会議で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみたすこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆ パンは10種類程度あり、無漂白の小麦粉を使用し、糖分・脂肪分を控えたものが基本です。
- ◆ 米飯は週4回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆ 牛乳は、ストローレス紙パック入りの牛乳を使用しています。
- ◆ 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事では不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

○食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・卵、乳、小麦の一部の除去食 ＊代替食調理の対応はしていません
- ・欠食（主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳）
- ・自宅から代替食持参の対応
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。

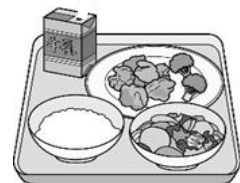
＊吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・マカダミアナッツ・やまいも」の13品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」にこの旨、必ずご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

<おねがい>

家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べましょう。
- ・野菜をしっかり食べましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。



事務的なこと(事務室から)

《保護者に負担いただく費用について》

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金」と「小学校給食費」があります。

「学校徴収金」は、教材や校外学習の費用で、校長が購入する教材等や納入金額を決定し、口座振替(自動払込)により、吹田市教育委員会に納入していただきます。

「小学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、口座振替(自動払込)により、吹田市に納入していただきます。

「学校徴収金」「小学校給食費」のどちらも、学校に現金を持参しても納入できません。

❖ 学校徴収金について

➤ 学校徴収金の納期

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校徴収金の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。(詳細は4月下旬にお知らせします。)

- ① 教材費 1年生 約20,000円
 2年生から4年生 約13,000円(学年により異なります。)
 5年生 約51,000円(林間学習・修学旅行費用を含みます。)
 6年生 約46,000円(同上)

- ② 日本スポーツ振興センター掛金 460円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は、取扱金融機関により異なります。)

銀行名 手数料	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行(郵 便局)	りそな銀行
口座振替手数料	11円	55円	11円	10円	11円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の窓口払いの場合203円)が必要です。)

❖ 小学校給食費について

➤ 小学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日 (納入期限)	再振替日
7月期	4~6月分	7月25日	8月15日
10月期	7~9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 小学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜小学校給食費の納入金額の例＞（令和7年度の1食単価での試算）

給食実施回数が、4月が8回、5月が18回、6月が22回の場合

7月期の小学校給食費は、計48回 × 251円 = 12,048円

➡7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は、吹田市が負担します。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

❖ 学校徴収金・小学校給食費の口座振替について

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

・池田泉州銀行 ・北おおさか信用金庫 ・三井住友銀行
・ゆうちょ銀行（郵便局） ・りそな銀行

➤ 口座振替の申込手続

（1）取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

（2）① Webでの申込み方法（池田泉州銀行はWeb申込みできません）

吹田市ホームページの申込手続のページ（トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 保護者負担（学校徴収金、小学校給食費）のお支払 > 口座振替の申込手続（新規の方、変更の方））を開き、ページ下部のリンクから「Web口座振替受付サービス」をご利用ください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）



▲口座振替手続 市HP

② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口にはありません。）

➤ 口座振替申込みの注意点

- ・ 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- ・ 「学校徴収金」と「小学校給食費」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Webでの申込みの場合は「学校徴収金」と「小学校給食費」の2回の申込み（入力）が必要です。書面での申込みの場合は、2種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・ 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校徴収金」は中学校卒業まで、「小学校給食費」は小学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

○教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。

紛失等した場合は購入することとなります。2 学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。使用する教科書は吹田市内同一です。

学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3 月からの転入は給付されません。

また、教科書以外に副読本〔体育、社会（3・4 年）〕と外国語教材（3～4 年）が給付されます。

○引っ越しのときは

❖ 転出

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを速やかに学校へ連絡してください。

・転校手続きの主な流れ

- ①市役所市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）

吹田市外は転居予定日の約 2 週間前から受付

吹田市内の場合は転居後 14 日以内に届け出

- ②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。

市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の 2 種類発行されますのでご注意ください。

- ③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

- ④転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）

窓口の案内に従って手続きします。

- ⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

❖ 区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事等で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。詳しくは学校へご相談ください。



就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校に必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは QR コードから、市就学援助 HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | **令和 8 年 4 月 1 日(水)～ 5 月 25 日(月)**

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受付けますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。
受付期間は令和9年2月末日までです。



▲ 就学援助

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(水)(期限厳守)まで受付けします。(電子申請不可)

- ① 電子申請 | 市 HP から24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。
「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。
- ② 窓口申請 | 平日の 9:00 から 17:00 まで
吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町 3 番 吹田さんくす3番館4階)

医療券(医療費援助)交付について

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受付けします。

詳しくは就学援助 HP を御覧ください。

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)、アデノイド、中耳炎(急性・慢性・滲出性を問わず)、慢性副鼻腔炎(急性・アレルギー性鼻炎は対象外)、う歯(虫歯。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外)、
寄生虫病(虫卵保有を含む)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

小学校1年生予定児童

申請期間 | **令和8年2月1日(日)から2月28日(土)**

①電子申請または ②窓口申請で受付けします。詳しくは市 HP を御覧ください。

中学校1年生予定児童(小学校6年生児童)

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

災害時の対応

○台風の時

(台風でなくても暴風警報または大雨特別警報の場合にも適応)

北大阪(吹田市)に《暴風警報》または《大雨特別警報》が発表されているとき

1. 午前7時現在で暴風警報または大雨特別警報が発表されているときは、登校せず家で待機します。
2. 午前9時までに暴風警報または大雨特別警報が解除されたとき(9時解除も含む)は、授業がありますので、安全に気をつけて、登校します。
3. 午前9時現在で暴風警報または大雨特別警報が解除されていないときは、学校は臨時休校となります。
4. 児童が登校した後に暴風警報または大雨特別警報が発令されたときは、安全を確保した上でなるべく早く帰宅します。

当日の天気予報にご注意いただき、児童が家に入れますよう各家庭で事前に相談しておいてください。

(大雨・洪水警報が発令されただけでは休校になりません。安全に気をつけて登校してください)

○地震の時 吹田市または北大阪で《震度5弱》以上の地震が起きたとき

1. 児童の登校前に起こったとき、学校は臨時休校になります。
2. 登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所をさけ 安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに登校し運動場に集合します。
3. 登校後(授業中など)に地震が起こったとき、余震に配慮し、運動場に避難します。

※児童の安全が確認でき次第下校しますので、保護者の方はお迎えに来ていただくようお願いします。

迎えに来られるまで下校させずに原則として学校にいますことになるります。

(ここで言う保護者とは保護者に代わる人も含みます。非常時にどうするかは普段から考えておいてください。

入学後、緊急時引き取りカードに記入していただきます。)

4. 下校時に地震が起こったとき、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて家に帰ります。

◎地震の場合、電話がつながらないことが予想されます。その場合、情報の伝達は校門に掲示します。

なお、吹田市に災害対策本部が設置されます。



○火事の時

1. 始業前、学校で火災が起きたときは、臨時休校になります。
 2. 児童が学校にいる時間に火災が起きたときは、安全に避難した後、臨時休校とし児童は帰宅します。
- (なお、留守家庭児童育成室に通う児童については、吹田市役所放課後子ども育成室の指示に従います。)



千里丘北小学校 災害時安全対策(保存版)

災害時の安全対策	
●台風(台風でなくても暴風警報または大雨特別警報の場合にも対応) 吹田市または吹田市を含む北大阪に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発表されているとき	
午前7時現在 発表中	・児童の登校を見合わせ、自宅にて待機します。
午前9時現在 発表中	・学校は臨時休業となります。
午前9時までに 解除	・授業がありますので、安全に気をつけて登校します。 ※安全のため、できるだけ近所で誘い合って、複数で登校してください。
登校中及び登校後 (授業時間中)に発表	・見守り下校させるなど、児童の安全のために必要な措置を講じますので、気象情報にご注意ください。(連絡がとれるようにお願いします。)
大雨警報・洪水警報 発表中	・原則としては学校は休業せず、通常の授業を行います。
※台風に限らず、「暴風警報」または「大雨特別警報」にご注意ください。	
●地震 吹田市または吹田市を含む北大阪に《震度5弱》以上の地震が起きたとき	
児童の登校前	・学校は臨時休業になります。
登校途中	・建物のそばなど危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、安全に気を付けて登校します。
登校後(授業中など)	・教職員の指示に従い、運動場に避難します。(防災ずきん等を被って) ※保護者の方に迎えに来ていただいて児童は下校します。迎えに来られるまでは、原則として学校で待機することになります。
下校時	・危険な場所をさけ、安全に気をつけて下校します。
《震度5弱》未満の地震	・原則として、臨時休業はしません。安全に気をつけて登校します。 ・職員で通学路の安全確保をおこないます。
★大規模地震の場合、発生時間や居る場所によって臨機応変さが求められます。 普段からご家庭でも「どこに避難するのか」「どこで待ち合わせをするのか」など、話し合っておいてください。また、在校中の災害発生時は、できる限り早めのお迎えをお願いします。	
★上記対応は、普段の学習中の対応ですが、長期休業中の登校日(プール指導・課外クラブ等)にも「暴風警報」または「大雨特別警報」が発表された場合、上記対応に準じて行います。	
★非常災害時は学校に電話がつかないことが予想されます。 上記の要領で判断の上、学校への電話によるお問い合わせはお控えください。 なお、震度5弱で吹田市に災害警戒本部、5強以上で災害対策本部が設置されます。	

緊急時における児童の下校について				
レベル	事例	学校の対応	保護者への連絡	留守家庭児童育成室
レベル1	・校区、近隣区において、脅迫/事件/事故等があった場合	学年別 一斉下校	メール	留守家庭育成室へ →安全指導後、集団下校 (指導員引率の下、集団下校)
レベル2	・校区において凶悪な事件が発生した場合 ・暴風警報または大雨特別警報の発令の場合	職員引率による 集団下校	メール (文書)	留守家庭育成室 休室 迎えが来るまで児童は待機
レベル3	・不審者が校内侵入した場合 ・震度5弱以上の地震が発生した場合	児童は学校待機 保護者への 確実な引き渡し	メール (文書) ※保護者の 迎え要	留守家庭育成室 休室 迎えが困難な場合は、その間児童は待機し、保護者へ確実な引き渡し
●学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等・・・保護者へはメール(文書)で連絡の後、給食後に下校 ・学年別一斉下校・・・学級指導の後、学年で時間をそろえて下校します。 ・職員による見守り下校・・・児童が下校するときに職員が同行し、安全に下校できるように見守ります。 ・留守家庭育成室は、レベル2以上の場合休室になります。 ※留守家庭育成室より連絡がありますので、そちらの指示に従ってください。 ・レベル3でメール・電話が不通の時は、学校へ迎えに自動参集願います。				

学校からのお知らせ

○「さくら連絡網」の登録について

吹田市教育委員会では、保護者の携帯電話やパソコンからインターネットを通じて学校に欠席・遅刻・早退の連絡を可能とする「さくら連絡網」というシステムを令和5年度より導入しました。入学後、「さくら連絡網手順書」を配付いたしますので、全員登録していただきますようお願いいたします。

❖ 「さくら連絡網」の概要

「さくら連絡網」の主な機能

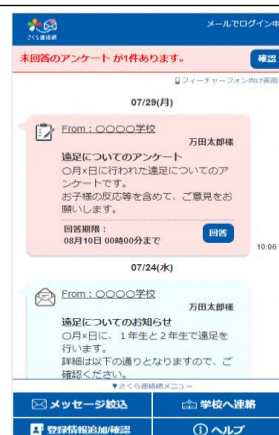
- ・保護者の携帯電話やパソコンからインターネットを通じた欠席・遅刻・早退の連絡
- ・学校や教育委員会から保護者へ一斉メールの配信（学級閉鎖の通知やお手紙の配信）

登録について

- ・利用にあたっての費用負担はありません。
- ・個人情報厳重に管理されます。（学校からはアドレスやIDを閲覧できません）
- ・受信方法は以下の2通りから選択できます。（両方を選択することも可能です。）
 - ①電子メールで受け取る
 - ②さくら連絡網アプリで受け取る（iPhoneやAndroid携帯をお持ちの方はアプリの活用を推奨します。）
※詳細については「さくら連絡網手順書」を参照ください。
- ・お子様1人につき、メールアドレス、アプリはそれぞれ4つまで登録可能です。（最大8つ登録可能）

欠席・遅刻・早退の連絡について

- ①保護者は8時20分までに当日の欠席・遅刻・早退の連絡を送信する。
 - ②学校から欠席・遅刻・早退の連絡を受け付けた旨のメッセージが、保護者のアプリやメールアドレスに届く。
- ※8時20分以降の欠席・遅刻・早退の連絡は電話にてお願いいたします。



○ミリカヒルズ敷地内の通学路について

登下校時には、ミリカヒルズ内のバスロータリー付近の交通が混雑しています。児童の安全上、登下校時にはバスロータリー（通称地球儀前）には入りません。ご家庭でも、お声掛けをお願いいたします。

○吹田市立小・中学校における電話対応について

下記のとおり勤務時間外の電話に対して音声アナウンスによる対応を行っていますので、保護者・地域の皆様におかれましては、趣旨をご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

1 電話対応時間

原則、平日の 8:00 から 17:00（長期休業中は、平日の 8:30 から 17:00）

・上記時間以外は音声アナウンス対応です。留守番機能（録音機能）はありません。

2 緊急時の対応

- ① 電話対応時間外において、児童・生徒の事件・事故等の緊急対応を要する場合は警察、消防・救急へ連絡ください。
- ② ①の対応とあわせ、学校に緊急連絡が必要な場合は、下記連絡先へ連絡ください。
※緊急対応にかかわっての連絡回線確保のため、児童・生徒の生命に関わる重大事態以外のお問い合わせにつきましては、お控えください。

平日 17:00～翌営業日 8:00

グリーンホスピタルサプライ吹田 管制センター 06-6318-9121

3 その他

- ・電話対応時間外でも必要により学校から保護者・地域の方へ連絡する場合があります。
- ・電話対応時間外でのご相談を希望される場合は、事前に学校へご連絡ください。
- ・学校行事や緊急対応等の際には、音声アナウンスの設定時間を変更することがあります。

その他

○留守家庭児童育成室（蓮の子学級 電話 06-6876-0081 FAX.兼）

吹田市では、保護者が仕事などで保育できない1～4年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置し、児童の健全育成を図っています。

開室日・開室時間

- ◆月～金曜日：放課後～17:00 ◆小学校の代休日等：8:30～17:00
- ◆小学校の長期休業日：8:00～17:00 ◆延長保育：19:00まで
- ◆第4土曜日：8:30～17:00（延長保育なし。祝日の場合は休室。）

休室日

- ◆土曜日（第4土曜日除く） ◆日・祝日 ◆国民の休日 ◆年末年始および年度最終日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室 電話 6384-1599

○太陽の広場（月1回程度、水曜日に開催予定）

子どもたちに安心して安全に遊べる居場所をつくることをねらいとして、水曜日の放課後に開催しています。運動場で遊んだり、学習スペースで宿題・読書などを行っています。みんな楽しそうに取り組んでいます。本校では、学校だより等で開催日をお知らせします。

また、子どもの見守りをする「フレンドさん」を募集しています。詳細は学校までお問い合わせください。



○吹田市登録のボランティア

学校とは別に吹田市が窓口となってボランティア活動を支援するSネットプランがあります。千里丘北小学校に限らず、他の学校でも活動してみたいという方は応援にける場所や時間、内容を登録して申し込みをすると支援を必要とする学校から連絡があります。

詳しくは吹田市立教育センター TEL 06-6170-1575 までお問い合わせください。

保護者ボランティア活動について



本校には PTA 組織はありません。

2023 年度末に PTA を解散し、2024 年度に移行組織を経て、2025 年度より本格的に千北小保護者ボランティア組織として活動しています。様々なご意見をいただきながら、子どもたちにとってより良いものにしていくと考えております。ぜひ、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

*活動内容

保護者目線での学校サポート活動

*参加対象

千里丘北小学校の全保護者

*規約関連

- ・PTA的会員制度はありません
- ・会費徴収はありません（任意の募金スキーム準備中）
- ・運営は挙手制で有志保護者により実施します
- ・全保護者が活動に参加できますが、強制的な任命等は実施しません

*主な活動内容

- ・新 1 年生給食サポート
- ・校内清掃
- ・朝の登校見守り
- ・給食試食会開催
- ・ベルマーク集計
- ・保護者の得意を活かした活動
（読み聞かせ、昔遊び、キャリア教育 など）

※活動毎にお手伝いをスポット募集しますので、興味のある活動に単発で参加頂けます！

保護者のみなさまへ

不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいのか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいのか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています



不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

吹田市の不登校相談・支援

いずれも、相談を希望される場合は
在籍している学校へご連絡ください。



名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市立 教育センター	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困っている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)	TEL: 06-6170-1579 ※来所相談は要予約 時間: 平日及び第3日曜日の9:00~17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地: 佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター(DRCsuite)内
	個別または小グループでの活動や学習を行う教育支援教室「あるくの森」の開室/家庭訪問活動	TEL: 06-6170-1575 時間: 月~金 9:00~17:30 所在地: 同上 ※入室申込は学校を通しての手続きとなります。

その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぱらっとるーむ吹田 (青少年室)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで)とその家族を対象とした相談・支援	TEL: 06-6816-8534 時間: 月~土10:00~20:00(日祝は要予約) 所在地: 山田西4-2-43ゆいびあ(吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL: 06-6339-6103 時間: 月~金 9:00~17:30 所在地: 片山町2-11-40
	すこやか親子室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL: 06-6170-7224 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-2吹田市保健センター3F
	地域保健課	こころの健康相談: 精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる(家族からの相談も可)	TEL: 06-6339-2227(面接は予約制) 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	家庭児童相談・ヤングケアラーの相談 家庭支援事業(子育て世帯家事・育児支援、子育て短期支援(短期入所生活援助や夜間養護等))	TEL: 06-6384-1472 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL: 06-6384-1350 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。 
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (保護者専用)	TEL: 06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間: 平日9:30~17:30 所在地: 大阪市住吉区荻田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般 (時間外対応)	TEL: 0120-0-78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ
(所在地: 吹田市朝日町3-415)

TEL 06-6155-8192

FAX 06-6155-8872

学校ハンドブック 令和 8 年度(2026 年度)版

製 作

吹田市立千里丘北小学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和 7（2025 年）12 月 1 日

吹田市立千里丘北小学校

※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

＊片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

＊吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～